

細川地区
市政懇談会資料
(意見交換)

日時：令和6年10月25日

午後7時～

場所：細川町公民館

市政懇談会出席者一覧

| 役 職 | 氏 名 |
|--------|------------------------|
| 市 長 | なか た かず ひこ 仲 田 一 彦 |
| 副 市 長 | おお にし ひろ し 大 西 浩 志 |
| 副 市 長 | ごう だ ひとし 合 田 仁 |
| 教 育 長 | おお きた ゆ み 大 北 由 美 |
| 総合政策部長 | あか まつ ひろ あき 赤 松 宏 朗 |
| 総務部長 | ふじ わら けん じ 藤 原 健 二 |
| 市民生活部長 | くだ まつ とし き 降 松 俊 基 |
| 健康福祉部長 | いの うえ のり こ 井 上 典 子 |
| 産業振興部長 | あら いけ よう じ 荒 池 洋 至 |
| 都市整備部長 | とも さだ ひさし 友 定 久 |
| 上下水道部長 | にしき のぼる 錦 昇 |
| 議会事務局長 | こう もり のぶ あき 公 森 伸 明 |
| 消 防 長 | はやし かず しげ 林 一 成 |
| 教育総務部長 | もり た ま き 森 田 真 規 |
| 教育振興部長 | なべ しま けん いち 鍋 島 健 一 |

地区からの意見・提言(意見交換)

細川地区

| | 意見・提言の内容 | 回答者 |
|---|---------------------------------------|------------------|
| 1 | 細川町ふれあいバスの充実・強化について | 都市整備部長 |
| 2 | 旧星陽中学校体育館の屋根等修繕について | 総合政策部長 教育総務部長 |
| 3 | 防犯カメラの修繕に係る補助事業について | 市民生活部長 |
| 4 | 防草シート設置に対する補助金について | 産業振興部長 |
| 5 | 施設の撤去に向けた支援並びにテレビの難受信地域の高齢者世帯への支援について | 総合政策部長 |

市政懇談会 回答

| | | |
|---|-------------------|--------------------------------|
| 地区名 | 細川地区 | |
| 意見・提言等 | 1 | 細川町ふれあいバスの充実・強化について (市民協議会) |
| <p>(内容)</p> <p>細川町では、交通政策課所管の事業「ふれあいバス」を住民生活の利便性向上に資する有意義な事業として歓迎し、当部会もボランティア募集や事業の普及啓発・利用促進において連携・協力しております。</p> <p>更に継続性と利便性を高めたく、この「ふれあいバス」の課題となっている案件について2点の要望を致します。</p> <p>① 「細川ふれあいバス」の車両更新について 「細川ふれあいバス」の車両は、バスの運行開始から12年が経過し、走行距離も14万kmを超え、車両本体の老朽化・経年劣化が進んでいます。 については、「細川ふれあいバス」車両更新を要望致します。</p> <p>② 「細川ふれあいバス」の運行ルートの町外拡充について 細川町に隣接する吉川町に「フレッシュバザール」が開業しています。 細川町においても、大二谷・小二谷・上南・原坂・下南地区等、当該店舗まで10分程度で行ける距離の地区があり、令和4年度以降、当該地域の町民より「細川ふれあいバス」の運行範囲の拡充を求める声が寄せられています。 については、住民の快適で住みよい地域づくりのため、「細川ふれあいバス(予約便)」の利用促進強化のため、「フレッシュバザール」までの運行範囲拡充を要望致します。</p> | | |
| 回 答 | (担当課) 都市整備部 交通政策課 | |
| <p>① 「細川ふれあいバス」は、平成25年8月に運行を開始し、これまで延べ5,900人に御利用いただいております。</p> <p>このように「細川ふれあいバス」が地域住民に最も身近な移動手段として定着したのも、ひとえに地域住民の皆様、「細川ふれあいバス」のスタッフの皆様の御協力の賜物と、深く感謝申し上げます。</p> | | |

さて、地域ふれあいバスの車両については、2年ごとの車検以外にも、6か月点検、12か月点検、18か月点検と半年に1回の車両点検を受け、随時、必要な修繕を行っていることから、大きなトラブルもなく、安心・安全で確実な運行を確保できていると考えております。

しかしながら、運行開始後12年が経過し、走行距離も14万kmを超えていることから、他地区で運行している車両を含めて、地域ふれあいバス車両の計画的な更新を検討いたします。

②地域ふれあいバスは、主に地域の拠点である公民館や路線バスの最寄りのバス停までの身近な移動手段として運行しているものであり、公共交通空白地における路線バスの補完的な役割を果たす位置づけであるため、地区内での運行を原則としております。

その上で、地区内に買い物施設や病院施設が立地していない場合については個別に状況を精査し、バス事業者との調整を図った上で、地区外運行の可否について判断しております。

細川地区につきましては、地域内に「ジャパン三木店」が立地していること、地域ふれあいバスで細川町公民館まで移動していただきますと、「細川町公民館」もしくは「豊地」のバス停で路線バスに乗り継ぐことにより、吉川方面、恵比須駅方面、三木営業所方面への移動手段が確保されていることから、まずは現在の公共交通網の中で地域ふれあいバスを利用していただきたいと考えております。

なお、ふれあいバススタッフの高齢化や人員不足などの課題解決や、現在の運行範囲内における増便等のダイヤ改正、ルート変更、停留所の追加といった利便性向上策について、引き続き運行団体をはじめ、地域の皆さまと一緒に検討し、バス事業者と調整を図ってまいります。

市政懇談会 回答

| | | |
|--|------|----------------------------|
| 地区名 | 細川地区 | |
| 意見・提言等 | 2 | 旧星陽中学校体育館の屋根等修繕について（市民協議会） |
| <p>(内容)</p> <p>現在、旧星陽中学校は、災害時に避難者が生活を送る場所として三木市の「指定避難所」として定められており、被災後に避難者がいない場合であっても、阪神・淡路大震災以降の地震災害でも例を見るように、自衛隊等の休憩・駐留所としての優先的な利用も想定されます。</p> <p>しかしながら、旧星陽中学校の体育館は、外から見ても分かる通り防水塗膜が剥離し、屋根部の劣化が進行しています。</p> <p>山側の屋根部は、裏山の樹木が茂り覆い被さっており視認できませんが、放置しておくとも漏水が生じるのは時間の問題と見受けられます。</p> <p>また、日常管理できる教員・生徒がいないため、雑草が生い茂り、教室には埃や昆虫の巣や死骸、廊下には野生動物の死骸・糞等が散乱した状況であり、緊急的に避難した市民が直ぐに避難生活を始めるには不衛生であると感じます。</p> <p>指定避難所は、いつ何時生じるか分からない緊急時において、避難者が避難したその瞬間からその場で生活を送ることが出来るよう、閉校後の施設であっても有事に備えた最低限の使用に耐え得る環境を維持するべきと考えます。</p> <p>このたび、来年4月からの地域による旧星陽中学校の利活用試行期間の開始に対し市のご理解いただいたことを受け、利活用区域については企画者を中心に地域団体やその利用者等による清掃等の維持管理を実施して参ります。</p> <p>しかしながら体育館については、当初から利活用区域に含めていたものの、市より提示された企画者による屋根の修繕経費の捻出は叶わず、止む無く利活用区域から除外した経緯から維持管理の区域には含まれていません。</p> <p>については、指定避難所としての最低限の機能維持と地域利活用区域の拡充ひいては日常的な維持管理の実現の両面から、旧星陽中学校体育館の屋根修繕について要望致します。</p> | | |

| | |
|---|---|
| 回 答 | (担当課) 総合政策部 企画政策課 総合政策部 危機管理課 教育総務部 教育施設課 |
| <p>旧星陽中学校は、地震等の災害が発生した場合に、細川地区及び口吉川地区の一部の住民の方が、一定期間生活を行う指定避難所（旧2次避難所）として指定しており、避難者の生活スペースは、体育館及び校舎を考えています。</p> <p>避難者の収容については、施設の収容可能人数500人に対して、市が想定する避難者数が地震災害時で約70名、風水害時で約290名となっており、避難施設としては十分余裕がある状況です。</p> <p>このことから、旧星陽中学校を避難所として使用することにあたって、体育館の雨漏り等により体育館の使用が難しい状況であっても、体育館以外の避難者生活スペースを利用することによって避難所運営が可能と考えています。また、想定以上の避難者がある場合は、旧星陽中学校に近接し、収容可能人数に余裕のある豊地小学校への避難を予定しています。</p> <p>閉校後の施設管理については、災害時に避難所開設等を担当する市の職員が年1回、避難者生活スペースの状態をはじめ備蓄物資の確認を行い、汚れがひどい諸室等については、簡易清掃を行っておりますが、実際に避難所を開設する場合には、避難者受入れ時に床面等の清掃が必要と思われまますので、その際は、市の職員と共に、地域の皆様のご協力をいただきたいと思いますと考えています。</p> <p>次に、旧星陽中学校の利活用案の試行については、事業の継続性や収益性を確認するため、最低1年間実施いただきます。</p> <p>試行期間において、地域から体育館は利活用しないとの意向があったため、今回の利活用事業には含めていません。試行にあたっては、建築基準法など法令上、必要最低限の改修工事のみ実施します。</p> <p>1年間の試行期間終了後に、改めて地域の利活用事業の内容及び利活用の範囲を決定いただきます。</p> <p>本利用に係る初期整備の費用は、費用対効果を確認した上で、妥当な範囲で市が支援することとしており、地域と調整の上、最終の整備範囲や内容は確定する予定です。</p> <p>仮に、本利用で体育館を利活用する意向があり、建物の検査等に</p> | |

より漏水等で改修しなければ体育館が使用できないと判明した場合、全体の整備計画を考慮した上で、地域と調整し、改修工事等を検討いたします。

市政懇談会 回答

| | | |
|--|-------------------|--------------------------------|
| 地区名 | 細川地区 | |
| 意見・提言等 | 3 | 防犯カメラの修繕に係る補助事業について (市民協議会) |
| <p>(内容)</p> <p>細川町では、兵庫県・三木市・三木市防犯協会の補助により、平成30年度以降、5台の防犯カメラを設置、大変有用と認識している。</p> <p>しかし、電気代、保守点検費用、落雷原因と思われる修繕費が毎年発生し、負担が大きい。</p> <p>このうち、保守点検費用（1台当たり約35,000円/隔年）については、令和5年度から三木市防犯協会の補助が開始された。</p> <p>落雷が原因とされる修繕経費（1台当たり75,000円から80,000円）もほぼ毎年かかっていることから、修繕費用に掛かる一部補助金事業の導入を検討いただきたい。</p> | | |
| 回 答 | (担当課) 市民生活部 生活安全課 | |
| <p>自治会等に対する防犯カメラの設置補助事業は、県市の協調補助事業として運用してきたところ、県では令和4年度から補助を縮小・廃止する方針と公表されています。</p> <p>県の補助縮小分は、市が増額補助していますが、自治会からの補助申請は減少傾向にあります。(R01=16件、R02=5件、R03=10件、R04=5件、R05=6件)</p> <p>また、本市では本年度から、「不特定多数の人が利用し一般刑法犯の発生が多い駅周辺やバス停留所、また、不法投棄等の発生場所や市境の幹線道路」には、市による防犯カメラを設置していく事業を開始しており、その過程において、どのような場所に、どのような性能・機能の防犯カメラを設置していくのが最適か模索しているところです。</p> <p>このような状況のもと、今後は、市と自治会の役割分担を再整理し、補助の在り方も再度検討していく予定です。</p> <p>また、防犯カメラが雷被害に遭う可能性は、設置環境により異なりますが、5台のカメラのうちのいずれかに、毎年、落雷原因とみられる故障が生じているという状況は、被害発生頻度が高い状況に見受けられます。</p> <p>雷被害対策として、雷サージ（周辺に落ちた雷が通信ケーブルや</p> | | |

電気線を通して異常な過電圧や過電流を電子機器に伝えてしまう)を遮断できる装置を置くなどの機器構成の見直しや、設置場所の変更、安価な機器への切り替えなど、被害を軽減する手段について再考の余地はないかご検討いただければ、と思います。

市政懇談会 回答

| | | |
|---|-------------------|-------------------------------|
| 地区名 | 細川地区 | |
| 意見・提言等 | 4 | 防草シート設置に対する補助金について (区長協議会) |
| <p>(内容)</p> <p>農業者も高齢化が進んでいることから草刈りに係る労力を削減するとともに農地を保全するため、畦畔の防草を目的に設置する防草シートを購入した農業者に向けて支援を行う助成制度の検討をお願いします。</p> | | |
| 回 答 | (担当課) 産業振興部 農地整備課 | |
| <p>畦畔の防草シート設置に対する補助事業は現時点ではありませんが、多面的機能支払交付金事業での設置は可能となります。</p> <p>個人管理となる農地の法面についても設置可能ですが、地区内で十分に協議して実施するようお願いします。</p> <p>また、防草シートについては、雑草を根から枯らしてしまうことがあり、法面の弱体化による法面崩壊の危険性もあるため、抑草ネット等の雑草を生かしながら防護する製品をお勧めします。</p> <p>他に、法面除草の労力削減対策としては、ムカデ芝による法面保護や法面の緩斜面化も各地で検討されていますので、詳細については農地整備課にお問い合わせください。</p> | | |

市政懇談会 回答

| | | |
|--|-------------------|--|
| 地区名 | 細川地区 | |
| 意見・提言等 | 5 | 施設の撤去に向けた支援並びにテレビの難受信地域の高齢者世帯への支援について (細川テレビ共同受信施設組合) |
| <p>(内容)</p> <p>細川テレビ共同受信施設組合は、令和6年5月21日の総会において、施設の老朽化や更新費用の創出が困難なことから解散に向けて進むこととなりました。解散に際し、設置した施設を撤去しなければ、今後も維持管理費が生じるため、すべての施設を撤去する必要があります。撤去には費用が発生してきますが、この費用は、当然、設置した組合の負担において撤去しなければなりません。しかしながら、細川町は高齢化率が高く、費用を負担できない高齢者世帯もあると思われまます。このようなことから市に置かれましても施設の撤去に対し、何らかの支援を検討していただきたい。</p> <p>また、細川テレビ共同受信施設組合を解散するにあたり、各世帯で独自にテレビの受信手段を確保する必要があります。しかしながら、細川地区は難受信地域であることからアンテナを設置してもテレビが映らない世帯が多く発生すると思われまます。その際、代替手段として光テレビが考えられます。光テレビを導入するには初期工事費や月々の受信料が生じてきますが、高齢者世帯にはかなりの負担となってきます。市におかれましては、これら高齢者世帯への支援を検討していただきたい。</p> | | |
| 回 答 | (担当課) 総合政策部 企画政策課 | |
| <p>テレビは、現在でも情報を得るための重要な手段であり、市としては出来る限りの支援に努めて参りました。</p> <p>具体的には、国や県への要望活動として、総務大臣をはじめ総務省関係部局のほか、県や近畿総合通信局を訪問し、テレビ組合の現状と課題を報告するとともに、送電線の光ファイバー化や民間事業者の光テレビへの移行を促す取組、その際に不要となる施設・設備の撤去費用等に関する新たな支援制度の創設を要望しています。</p> <p>しかしながら、国においては、光回線が開通していないエリアの難視聴対策を優先する方針であり、三木市のように光回線が既に開通している地域については、国の支援は優先順位が低いと聞いてい</p> | | |

ます。

市内で既に解散されたテレビ組合や、施設等を改修済み、あるいは計画的に積み立てがおこなわれている他のテレビ組合とのバランスや公平性の観点から、市単独で補助制度を創設することは難しいと考えています。

国要望後、近畿総合通信局にテレビ組合の現状や課題を情報共有するとともに、国が今後の政策検討の参考とするため実施した辺地共聴施設の現状に関する全国調査への協力や、補助制度等に関する情報収集を行っています。

その他、他県でも同様の課題があり、令和6年度の近畿市長会において、テレビ共同受信組合に関するケーブルテレビ等への移行に係る費用や撤去費用に係る補助制度の創設を要望していることから、同じような状況になる他市との連携も模索してまいります。

今後も国の動向に注視しながら、情報収集を行うとともに、要望活動を続けてまいります。

<メ モ>

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.